

## 農薬の廃棄

### 適用範囲

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 2 (農薬) の個人用保護具が必要なときに使用する。本作業指針シートは、農薬を扱うための規範を示す。農薬とその容器の廃棄に係わるすべての作業で、本作業指針シートに従うこと。本作業指針シートはまた、農薬被害を防止するために従わなければならない注意事項も示す。国ごとに、行政機関 (環境局) が特定の製品の廃棄に関する規則を決めている場合がある。本作業指針シートは作業者の健康を守るための最低限の基準を示す。

### 作業場

- 作業者は自分が作業することを周辺の人に知らせること。
- 他の人が廃棄する農薬に近寄らないようにすること。

### 計画 (環境)

- 廃棄する農薬は安全な場所に保管する必要がある。保管場所は、乾燥して直射日光が当たらず鍵を掛けられること。
- こぼれたものが回収できることを確認すること。
- 廃棄する農薬容器のラベルを見て、農薬の種類と量を把握すること。
- 農薬がこぼれた場合の対処方法を計画すること。

### 廃棄する農薬

#### 高濃度農薬

- できる限り、高濃度農薬を使い切ること。残ったものを廃棄する場合は、専門の廃棄物処理業者に依頼すること。

#### 希釈農薬

- 未使用の農薬液をやたらに捨てないこと。無くなるまで、作物や必要な場所に噴霧すること。
- 噴霧器のタンク内部をきれいな水で洗ったら、その水も噴霧すること。

## 廃棄する農薬容器

- 農薬容器を水で洗い、その水を希釈溶液として噴霧すること。

### 金属容器

- 金属の農薬容器を再利用してはならない。また、切断もしないこと。
- 金属容器は、納入業者に戻すか、専門の洗浄業者に渡すか、または押しつぶして土に埋めるかすること。
- 水が流れている場所や人家の近くに埋めないこと。

### ガラス容器

- ガラスの農薬容器を再利用してはならない。
- ガラス容器は、納入業者に戻すか、専門のリサイクル業者に渡すか、または砕いて土に埋めるかすること。
- 水が流れている場所や人家の近くに埋めないこと。

### プラスチック容器

- プラスチックの農薬容器を再利用してはならない。
- プラスチック容器は、納入業者に戻すか、業者を通じてリサイクルに出すか、または焼却するかすること。
- 水が流れている場所や人家の近くで焼却しないこと。

## 保護具

- 使い捨て手袋を使った場合は、外したらすぐに処分すること。
- 再利用可能な手袋を使った場合は、まず、着用したまま石鹼水で洗う。次に、外して外側と内側を洗い、吊り下げて乾かす。擦り切れなどがなくても、1週間使った手袋は廃棄すること。
- 保護具を手入れすること。使わない場合は、きれいにしてから清潔かつ安全な場所に一般の作業服とは離して保管すること。また、破損したらすぐに交換すること。

## 清掃と整備

- 廃棄する農薬はラベル付きの容器に密封すること。同じ容器に異なる薬品を混入しないこと。
- 高濃度農薬の容器を再利用しないこと。
- 噴霧器のノズルやブームを洗った水は回収して、安全な方法で廃棄すること。
- トラクタや噴霧器を雨水が流れ込む場所に置かないこと。また、トラクタを洗浄した水を河川に流さないこと。

## 教育と監督

- 作業者に廃棄する物質の危険性と個人用保護具の必要性を説明すること。
- 作業者に危険な症状とそれが発生した場合の連絡先を知らせること。
- 作業者に問題が発生した場合の対処方法を教えること。